

廃棄物海洋投入処分許可申請書		
環境大臣 浅尾 慶一郎 殿		伊建第 1632号 令和7年3月25日
申請者 住 所 三重県津市広明町13 氏 名 三重県知事 一見 勝之 (法人にあっては名称及び代表者の氏名並びに住所)		
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第10条の6第1項 の規定により、船舶からの 第18条の2第1項 海洋施設 廃棄物海洋投入処分の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。		
△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類	一般水底土砂：宇治山田港の港内浚渫によって発生 する水底土砂で、海洋汚染等及び海上災害の防止に 関する法律（昭和45年法律第136号）第10条第2 項第5号口の政令で定める基準に適合するもの。（詳 細は別紙-1のとおり）	
※許可の年月日	年 月 日	
※許可番号		
△廃棄物の海洋投入処 分に関する実施計画 に係る事項	廃棄物の海洋投入処分 をしようとする期間	許可日～2030年3月31日
	海洋投入処分をしよう とする廃棄物の数量	体積量 302,000 m ³
	単位期間において海洋 投入処分をしようとする 廃棄物の数量	2025年許可日～翌年の許可日の前日：52,700 m ³ 2026年 月 日～2027年 月 日：52,700 m ³ 2027年 月 日～2028年 月 日：75,800 m ³ 2028年 月 日～2029年 月 日：60,400 m ³ 2029年 月 日～2030年3月 31日：60,400 m ³
	廃棄物の排出海域	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17 年環境省令第28号）第6条第1項に規定するIV海域 内のうち、以下の点を中心とする半径1kmの円に囲 まれた範囲内の海域。 北緯34°00'54.0" 東経137°24'37.8" （詳細は別紙-2のとおり）
	廃棄物の排出方法	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17 年環境省令第28号）第6条第1項に規定する
△廃棄物の排出海域の 汚染状況の監視に関 する計画に係る事項	監視の方法	別紙-4のとおり
	監視の頻度	別紙-4のとおり
備考 1 ※の欄には記入しないこと。 2 △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別 紙を添付すること。		